

○ 平省令財務省告示第百二十一号  
平成三十三年四月十九日告示に於ける省令第十一条項の規定に基づき、  
件等を次年五月八日より告示する。

第一 条 平省令財務省告示第百二十一号  
の法発号名稱及び根拠記  
律行項及のび  
規則の付  
法律計号法め営四政回付  
第ニ律のに号法  
二関第ヘ公必  
十す三平債要第昭  
三る条成のな四和  
号法第二發財條二  
一十行源第十二  
律一十行源第十二  
第ヘ項四のの一項  
四平並年特確保及法  
十成び法例保及法  
六十に律にをび律  
条九特第關圖財  
第年別百する政

二 三 四  
用振替法の適  
行方法  
發行方法  
の場で競争う札価振の以  
國定特あ争入。へ格替適下  
債め別つ入札に以を機用「平  
市る参て札發よ「競争は受  
場も加、「と行  
特の者財同「發  
別にご務時「と行  
參よと大に「競  
加るに臣行う「以  
者發応がわ。」下  
・行募各れ及「札わすし。  
第「限國るび価「れる、の  
I 以度債入価格とる。そ  
非下額市札格競い入 の定

社一法会一るた運十財五利  
債項律計号法め営四政回付  
、株式等の振替  
債、株式等の振替  
債項律計号法め営四政回付  
第ニ律のに号法  
二関第ヘ公必  
十す三平債要第昭  
三る条成のな四和  
号法第二發財條二  
一十行源第十二  
律一十行源第十二  
第ヘ項四のの一項  
四平並年特確保及法  
十成び法例保及法  
六十に律にをび律  
条九特第關圖財  
第年別百する政

## 六

口

イ

者 特 国  
・ 別 債  
第 参 市  
I 加 場

イ

發

入 価 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 入 価 ・ 別 債  
發 競 札 格 第 参 市  
行 争 額 發 競 I 加 場

口

イ

方 募  
入 価 法 入  
札 格 決 定  
發 競 行 争 の

た 条 特 億 い に る 十 億 は づ る た 運 六 つ 定 う 億 額  
利 第 別 三 て 基 法 年 七 、 き 法 め 営 億 い に ち 円 面  
付 一 会 千 は づ 律 度 千 額 発 律 の に 九 て 基 、 金  
国 項 計 百 、 き 第 予 四 面 行 第 公 必 千 は づ 財 額  
債 の に 二 額 発 四 算 百 金 し 三 債 要 四 、 き 政 で  
に 規 關 十 面 行 十 分 三 額 た 条 の な 百 額 發 法 一  
つ 定 す 万 金 し 六 、 十 で 利 第 發 財 四 面 行 第 兆  
い に る 円 額 た 条 特 五 四 付 一 行 源 十 金 し 四  
て 基 法 で 利 第 別 万 千 国 項 の の 五 額 た 条 千  
、 づ 律 一 付 一 会 円 九 債 の 特 確 万 で 利 第 二  
額 き 第 兆 国 項 計 へ 百 に 規 例 保 円 七 付 一  
面 發 四 五 債 の に 平 四 つ 定 に を 、 百 国 項 三  
金 行 十 百 に 規 關 成 十 い に 関 図 財 八 債 の 九  
額 し 六 七 つ 定 す 三 四 て 基 す る 政 十 に 規 九

込 募 各 当 も 各 価  
み 限 国 て の 申 格  
の 度 債 る か 返 競  
応 額 市 。 ら み 爭  
募 の 場 そ の 入  
額 範 特 の う 札  
を 囲 別 応 ち 發  
割 内 参 募 応 行  
り に 加 額 募 一  
当 お 者 を 価 と  
て い ご 順 格 い  
る て と 次 の う  
。 各 の 割 高 。  
申 応 り い )

十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九 八 發	振 額 最 替 額 單 面 位 金	行 争 非 者 特 国 入 価 發 行 行 札 格 第 參 市 發 競 價 加 場 行 爭 格 日	行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 債 札 格 金 札 格 發 競
定り払募年		額以額	平す額の振	五	万三十一
す算込入○		面上面	成るの記替	万	円千兆
る出金決・		金の金	三。整載法	円	七万六
期し額定一		額そ額	十数又の		百円千
日たにのパ		百れ百	年倍は規		九四
に金加通ト		円ぞ円	の記定		十百
払額え知セ		にれに	月金録に		四十
いを、をン		つのつ	十額はよ		億五
込第次受ト		き応き	九に、る		九億
む二のけ		百募百	日よ最振		千四
も十算た		一価一	る低替		百千
の号式者		円格円	も額口		八三
とにには		九八	の面座		十百
す規よ、		錢錢	と金簿		六三

二十  
十九  
十八  
十七

十五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子